

極 秘

日韓請求権処理方式に関する問題矣

1. 処理方式

韓国に経済協力を行うことにより、日韓間のすべての請求権を相互に放棄することを外務省は考えている。

2. 問題矣

漁船拿捕等に伴う日本側の請求権は、次の理由により放棄できない。

(1) この請求権は、大部分が平和条約第4条(a)の特別取極の対象外のものであって、平和条約後韓国の不法行為により発生した私的請求権であり、平和条約発効前のものについても、第4条(b)で認めた米軍軍令による没収の対象外であるから、当然韓国に返還及び補償の措置を科せしめる必要がある。(台湾は終戦後拿捕、撃沈した日本漁船について被害船主国等に対して補償金の支払を科して実行しつつある。)

(2) 万一、この韓国の不法行為に基づく私的請求権を国々との協定で放棄すれば、当然請求権者に対して補償しなくてはならない。

(3) 漁船拿捕等に伴う請求権についての補償は、平和条約の前後で区別することはできない。(平和条約前

の分についても現在放棄するのであり、しかも平和条約第4条(b)の対象外であるため補償が必要となる。)

- (4) 特別取極対象(平和条約前)の請求権について補償を実施すれば、論理的には他の特別取極地域の請求権を放棄した場合には当然補償を要することとなる。また実質的に他の在韓財産、旧連合国所在財産との不均衡の問題となり、その補償要求を熾烈にする。